

食品安全委員会第 279 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 3 月 26 日（木） 14:00 ～15:58

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 6 品目 (④～⑥までポジティブリスト制度関連)
 - ①ピリダリル ②ピリプロキシフェン ③メトコナゾール
 - ④トリフルラリン ⑤パラチオンメチル ⑥フェナミホス(厚生労働省からの説明)
- ・ 動物用医薬品 3 品目 (ポジティブリスト制度関連)
 - ①アザペロン ②テルデカマイシン ③フルベンダゾール(厚生労働省からの説明)
- ・ 農薬及び動物用医薬品 (ポジティブリスト制度関連)
ジクロルボス及びナレド
(厚生労働省からの説明)
- ・ 飼料添加物 (ポジティブリスト制度関連)
デストマイシン A
(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・ 「ミクロブタニル」に関する意見・情報の募集について
- ・ 「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について」に関する意見・情報の募集について

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

- ・ 「グルコバスター カプセル」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・ 農薬「プリミスルフロンメチル」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「メソトリオン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「レピメクチン」に係る食品健康影響評価について
- (5) 食品安全委員会の改善に向けた検討について
- (6) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画について
- (7) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について
- (8) 平成 21 年度食品安全モニターの依頼について
- (9) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 2 月分）について
- (10) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 国技基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、
都築課長補佐

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「ピリダリル」、「ピリプロキシフェン」及び「メトコナゾール」の食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 「トリフルラリン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 4 「ジクロルボス及びナレド」、「パラチオンメチル」、「フェナミホス」、「アザペロン」及び「フルベンダゾール」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 5 「DESTマイシン A」及び「テルデカマイシン」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について

- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈ミクロブタニル〉
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について〉
- 資料 3 新開発食品専門調査会における審議状況について〈グリコバスターカプセル〉
- 資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プリミスルフロンメチル〉
- 資料 4 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メソトリオン〉
- 資料 4 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈レピメクチン〉
- 資料 5 - 1 食品安全委員会の改善に向けて（案）
- 資料 5 - 2 食品安全委員会の改善に向けて（案）（概要）
- 資料 6 平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 7 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）
- 資料 8 平成 21 年度食品安全モニターの依頼について
- 資料 9 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 2 月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 279 回会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 279 会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 17 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1 - 2 から 1 - 5。

資料 2 - 1 及び 2 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1 から 4 - 3 まだが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 - 1 が「食品安全委員会の改善に向けて（案）」。

その関連資料として、資料 5 - 2。

資料 6 が「平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料 7 が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」。

資料 8 が「平成 21 年度食品安全モニターの依頼について」。

資料 9 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 2 月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</p>

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から、3 月 24 日付けで農薬 6 品目、動物用医薬品 3 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目及び飼料添加物 1 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしくお願いたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 1 - 2 から 1 - 5 に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

資料 1 - 2 でございます。「ピリダリル」、「ピリプロキシフェン」、「メトコナゾール」の食品健康影響評価でございます。

経緯としましては、これらにつきましては本年 3 月 12 日付け、2 月 25 日付け、3 月 9 日付けということで、それぞれ農薬取締法に基づく適用申請があった旨、農林水産省より連絡があったところでございます。

また、メトコナゾールについては、本年 3 月 17 日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づきまして、残留基準値の設定要請、いわゆるインポートトレランス申請がなされたところでございます。

これらにつきまして、基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づき、食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まずピリダリルです。本薬は殺虫剤でございまして、詳細な作用機構は明らかになっておりませんが、害虫に対して食毒及び接触毒として作用することが明らかにされているものでございます。

現在、ばれいしょ、レタスなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回、さやいんげん（未成熟いんげん）等に残留基準の設定が要請されています。国際的には JMPR における毒性評価はなされておられません。

なお、本物質につきましては、平成 19 年 7 月 10 日付けで食品安全委員会の方に御評価の依頼をしております、平成 19 年 10 月 11 日付けで ADI の結果が通知され、この結果を基に昨年 6 月 30 日に残留基準値の告示がなされているものでございます。

次にピリプロキシフェンです。本薬は殺虫剤ということで、フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤ということで、昆虫体内で幼若ホルモンとして作用して、胚仔の発育阻害による殺卵作用とか蛹化又は成虫化を阻害することによる変態阻害作用により作用すると考えられているものでございます。

現在、メロン、トマトなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回、お茶に残留基準の設定が要請されているものです。国際的には JMPR における毒性評価ということで、ADI として 0.1 mg/kg 体重/日が設定されているところでございます。

これについても平成 17 年 11 月 8 日付けあるいは平成 18 年 7 月 18 日付け等において、食品健康影響評価依頼がされておまして、平成 19 年 8 月 2 日付けで ADI の結果が通知されており、これらに基づいて平成 19 年 12 月 28 日に残留基準値の告示がなされているところでございます。

次にメトコナゾールでございます。メトコナゾールはトリアゾール系の殺菌剤でございまして、菌類のエルゴステロール生合成経路中の 14 位の炭素原子の脱メチル化を阻害することにより、殺菌効果をもたらすものと考えられております。現在、小麦、かんきつ類などに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回新たに大豆、ももなどに残留基準の設定要請がされています。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておられません。これについても平成 19 年 8 月 6 日付けで食品安全委員会の方に食品健康影響評価を依頼しております、平成 19 年 10 月 11 日付けで ADI の結果が通知され、この結果に基づいて平成 20 年 6 月 30 日に残留

基準値の告示がなされているものでございます。

引き続きまして、資料 1－3 でございます。「トリフルラリン」の食品安全基本法 24 条 1 項及び 2 項に基づく食品健康影響評価でございます。

経緯としましては、昨年 3 月 21 日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところでございます。

これらにつきまして、24 条 1 項の食品健康影響評価を依頼するものでございます。

また、この物質につきましては、ポジティブリスト制度が導入された際に暫定基準が設定されておりまして、これらに関する必要な資料が収集されたということで、1 項に基づく評価に併せて、2 項に基づく食品健康影響評価も併せて依頼するものでございます。

このトリフルラリンですけれども、本薬はジニトロアニリン系の除草剤ということで、雑草の分裂組織の細胞分裂を抑制して生育を抑えることにより作用すると考えられているものでございます。

現在、稲、キャベツ、すいかなどに登録がなされておりまして、ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準（オーストラリア）及び分析法の定量下限を参考に新たな基準を設定しております。今回、魚介類への基準設定について依頼がされているところでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておられません。

次に資料 1－4 でございます。「ジクロロボス及びナレド」、「パラチオンメチル」、「フェナミホス」、「アザペロン」、「フルベンダゾール」についての食品安全基本法 24 条 2 項に基づく食品健康影響評価でございます。

これらについてはポジティブリスト制度が導入された際に、いわゆる暫定基準が設定されたものでございまして、これらに関連する必要な資料が収集されたことから、24 条 2 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず、ジクロロボス及びナレドでございます。このうちのジクロロボスは、有機リン系の殺虫剤ということで、コリンエステラーゼ活性を阻害することにより、作用すると考えられているものでございます。農薬としては、現在、にんじん、きゅうり、りんごなどに登録がなされております。動物用医薬品としては、国内において食用動物に対する承認はございません。

同様にナレドでございますけれども、これは有機リン系の殺虫剤ということで、コリンエステラーゼ活性を阻害することにより作用すると考えられておりますが、これらについては、国内においての農薬としての登録及び動物用医薬品としての承認はなされておしま

せん。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準及び海外基準ということで、米国及びオーストラリアを参考にし、新たな基準を設定したものでございます。なお、その際には、分析時にナレドがジクロロボスに分解することを受けまして、ジクロロボス及びナレドの総和ということで基準値が設定されているものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価ということで、ジクロロボスの ADI としては 0.004 mg/kg 体重/日と設定されております。ナレドについては評価がなされておられません。

次にパラチオンメチルでございます。本薬は有機リン系の殺虫剤でございます。コリンエステラーゼ活性を阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、海外基準ということでオーストラリア、ニュージーランド及び EU を参考にして新たな基準が設定されています。

国際的には JMPR における毒性評価ということで、ADI として 0.003 mg/kg 体重/日と設定されているものでございます。

次にフェナミホスです。本薬も有機リン系の殺虫剤ということで、コリンエステラーゼ活性を阻害することにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、海外基準ということで、米国、オーストラリア、ニュージーランド及び EU 並びに分析法の定量下限を参考にとということで、新たな基準を設定しております。

国際的には JMPR における毒性評価では、ADI として 0.0008 mg/kg 体重/日と設定されているところでございます。

次にアザペロンです。本薬はブチロフェノン系の化合物の鎮静剤ということでの動物用医薬品でございます。国内においては動物用医薬品としての承認はございません。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、海外基準ということで豪州及び EU 並びに薬事法に基づく承認の際に実施された残留試験の検出又は定量限界を参考に新たな基準を設定しております。

国際的には JECFA における毒性評価では、ADI として 0.006 mg/kg 体重/日と設定されております。

次にフルベンダゾールです。本薬はベンチイミダゾール系の化合物ということで、線虫などの細胞骨格を合成するチュウブリンと結合して、微小管の形成を阻害し、細胞変性させる寄生虫の駆除剤でございます。

現在、国内においては牛、豚及び馬に対して使用されておまして、ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準、海外基準（EU 及びニュージーランド）並びに薬事法に

基づく承認の際に実施した残留試験の検出又は定量限界を参考に新たな基準を設定しております。

国際的には JECFA における毒性評価では、ADI として 0.012 mg/kg 体重/日と設定されております。

資料 1 - 5 でございます。「デストマイシン A」及び「テルデカマイシン」についての食品安全基本法第 24 条 2 項に基づく食品健康影響評価ということで、これら 2 品目についてもポジティブリスト制度が導入された際に、いわゆる暫定基準値が設定されたところでございます。今般、評価に必要な資料を収集し、現行の残留基準を見直すということで、食品安全基本法 24 条 2 項の規定に基づく意見を聴くものでございます。

依頼物質の概要でございますけれども、デストマイシン A については、本薬では飼料添加物として指定されている抗生物質ということでございまして、アミノ配糖体の抗生物質ということで、細菌のリボソームの 30S サブユニットと非化学的に結合することによってタンパク質合成を阻害し、殺菌的に作用するものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）に基づく指定申請の際に実施された残留試験の検出限界又は定量限界を参考に新たな基準が設定されたものでございます。

国際的には JECFA における毒性評価はなされておられません。

本薬については、農林水産省において飼料添加物としての指定取消しの手続が進められているところでございます。現在、本薬の飼料添加物としての製造・販売は行われておらず、国内において流通・使用の実態はございません。

また、国外においても、製造・販売は行われておらず、流通・使用はされておられません。

なお、動物用医薬品としては、農林水産省において平成 13 年 11 月に承認が取り下げられており、現在、国内外において、製造・販売は行われておりません。

このような状況を踏まえまして、現行の残留基準を削除する方向で見直しをすることとしておりますけれども、残留基準を削除した場合には、「食品、添加物等の規格基準 第 1 食品 A 食品一般の成分規格 1」ということで、「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用されることとなります。

次に、テルデカマイシンです。これは我が国で動物用医薬品として承認されている抗生物質でございます。本薬はマクロライド系の抗生物質ということで、細菌のリボソーム 50S サブユニットに結合して、タンパク質合成を阻害することで生菌的に作用するものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際しましては、薬事法に基づく承認申請の際に実施された残留試験の検出限界又は定量限界を参考に新たな基準を設定しております。

国際的には JECFA における毒性評価はなされておられません。

本薬については、農林水産省において平成 17 年 4 月に動物用医薬品としての承認が取り下げられており、現在、本薬の動物用医薬品としての製造・販売は行われておらず、国内において流通・使用はなされておられません。

また、国外においても製造・販売は行われておらず、流通・使用はなされておられません。

このような状況を踏まえまして、現行の残留基準を削除する方向で見直しをすることとしておりますが、残留基準を削除した場合には、先ほどと同様、「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」という食品一般の成分規格 1 が適用されることとなります。

以上ということで、これについては食品安全委員会での御評価をいただいた後、残留基準値についての設定等について検討を行うこととしております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

◆北條評価課長 事務局の方から確認をさせていただきたいのですが、資料 1 - 2 に記載の 3 つの農薬でございますが、これはいずれも既に食品安全委員会の方で評価が終わって、今回はいわゆる適用拡大の評価の要請ということでよろしいでしょうか。追加されているデータは基本的には作物残留試験の成績のみということでよろしいでしょうか。

◆國枝基準審査課長 そうでございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

外に何かございませんか。どうぞ。

◆小泉委員 資料 1 - 4 の 2 枚目ですが、「(4) アザペロン」というのは、確かブチルフェノン系と言われていましたね。これは鎮静剤でヒトにも使われている薬剤ではないのでしょうか。これは動物用医薬品だけれども、国際機関では添加物専門家会議で毒性評価

されているのは、何か意味があるのでしょうか。

◆**國枝基準審査課長** ヒトについては使われておりません。先生の今のは JECFA の話ですか。

◆**小泉委員** はい。

◆**國枝基準審査課長** 動物用医薬品については JECFA で議論がされるということでございますので、それでされたということになります。

◆**小泉委員** 分かりました。

◆**見上委員長** 外に何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、農薬 6 品目につきましては、農薬専門調査会。動物用医薬品 3 品目のうち「アザペロン」と「フルベンダゾール」につきましては、動物用医薬品専門調査会。農薬及び動物用医薬品の「ジクロロボス」及び「ナレド」につきましては、用途が重複しておりますので、国内外での使用状況を考慮して、まず農薬専門調査会で審議をお願いし、その後、動物用医薬品専門調査会で審議をお願いすることとし、評価結果等は、両専門調査会から両座長の連名で委員会に報告していただければと思っております。

また、動物用医薬品「テルデカマイシン」及び飼料添加物の「デストマイシン A」については、ただ今の厚生労働省からの説明を聴いた限りにおいては、国内外で製造・販売及び使用実態がないことから、残留基準を削除するということです。また、残留基準を削除した場合、「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」というリスク管理措置が講ぜられるということです。

したがって、この管理措置が適正に実施される場合にあっては、これら 2 品目が残留した食品が国内に流通する可能性がないと考えられますので、当該残留基準の削除につきましては、評価の結果を反映して策定する施策ではないことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、それでよろしいでしょうか。

◆北條評価課長 資料1-2の3つの農薬につきましては、適用拡大の申請ということですので、前回御了解いただいた審議の効率化のルールに従いまして、この3つのものにつきましては、御担当の先生と事務局で提出された資料を確認して、評価を行うということになると思いますが、それでよろしいでしょうか。

◆見上委員長 それでよろしいですね。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 よろしく願いいたします。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。なお、資料2-2の説明につきましては、内容が専門的でございますので、担当の補佐の方から説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料2-1の「ミクロブタニル」の評価書(案)でございます。

評価書(案)の3ページの「審議の経緯」にお示ししますように、本農薬につきましては1990年11月に初回の農薬登録をされております。その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、2008年3月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。基本法24条2項による評価の要請でございます。

評価書(案)の6ページ、「7. 開発の経緯」にお示ししておりますように、ミクロブタニルは、トリアゾール系の殺菌剤でございます。エルゴステロール生合成を阻害することによりまして、菌類の正常な生育を阻害するとされているところでございます。

「II. 安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載されております。今回の評価に当たりましては、農薬抄録、JMPRの資料、米国及びカナダの評価資料を用

いまして、科学的知見が整理をされているところでございます。

まず、「動物体内運命試験」でございます。ラットを用いて検討がされております。吸収につきましては、投与いたしますと投与後1時間以内にC max に達するというところで、吸収の方は速やかに行われるということでございます。また、吸収率でございますが、7ページの下の方の記載のように、ほぼ100%吸収をされるというものでございます。

8ページにまいりますが、吸収されますと肝臓、腎臓、副腎に分化が高いという傾向があるというものでございます。

排泄の方でございますけれども、9ページのところに記載がございますように、投与96時間で尿中排泄が35%から48%、糞中排泄が30%から45%程度ということになっております。投与後7日間のデータで見ますと、尿中の方に35~39%、糞中の方は50~60%程度が排泄をされるというデータとなっております。

「植物体内運命試験」につきましては、小麦、りんご、ぶどうを用いて検討が行われております。

11ページの「表5」、「小麦試料中放射能分布及び代謝物」にお示しをしておりますけれども、この農薬につきましては、親化合物の他にもここに示してあるように、幾つかの代謝物はその作物の中に存在するというところでございます。この残留の比率でございますけれども、これは作物であるとか農薬の処置の仕方によっていろいろなバリエーションがあるというところでございます。

そのようなことで16ページに飛びますが、「作物残留試験」につきましては、マイクロタニル本体と代謝物、ここではM3、M4、M8、M9を分析の対象化合物といたしまして、実施をされているところでございます。結果は「別紙3」ということで、後ろの方にまとめてございますが、「別紙3」に示されているとおりでございます。

毒性試験の成績につきましては、18ページ以降に記載がございます。急性毒性の試験結果につきましては、18ページの「表13」にまとめておりますが、体重減少、体重増加抑制、流涎、自発運動量の低下といったような所見が認められているところでございます。

19ページにまいりまして、「眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」が実施されておりますが、眼に対して強い刺激性を有するというところ。それから、軽微ではございますが、皮膚感作性が認められたということでございます。

19ページ以降に、「反復投与毒性試験」の成績がまとめられております。この農薬の毒性の特徴といたしましては、肝臓へ毒性の所見が出ているという特徴がございます。

20ページの「表15」は、ラットの所見でございますし、21ページの「表16」は、マウ

スの毒性の所見でございますが、いずれも肝臓に毒性の所見が出ているというところでございます。

22 ページの「表 17」は、イヌの毒性所見でございますが、イヌにおきましても肝臓への毒性の所見が認められるというところでございます。

発がん性試験の結果でございますけれども、22 ページの下から 23 ページにかけて、まとめられておりますが、ラットあるいはマウスを用いた発がん性試験におきまして、検体投与に対して発生頻度が増加した腫瘍性病変はなかったということで、発がん性はないと判断をされております。

24 ページにまいりまして、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。ラットを用いた 2 世代繁殖試験につきましては、1,000 ppm 投与群で妊娠率の減少あるいは 200 ppm 以上で出産率の減少が認められているところでございます。

また、25 ページにまいりまして、発生毒性試験の成績がまとめられておりますが、ラットの発生毒性試験では、胎児で 313 mg/kg 体重/日以上投与群で第 7 頸肋骨及び第 14 痕跡肋骨の増加が、93.8 mg/kg 体重/日以上投与群で胎児死亡率の上昇が認められた、ウサギの発生毒性試験でございますが、胎児では 200 mg/kg 体重/日投与群で生存胎児数及び胎児生存率の減少が認められたといったような所見がございますけれども、それぞれ無毒性量というものは求められているところでございます。

「遺伝毒性試験」の成績は 26 ページの「表 21」、「表 22」にまとめられておりますが、すべて陰性の結果ということで、ミクロブタニルに遺伝毒性はないものと考えられております。

以上のようなデータを基に、28 ページに「食品健康影響評価」がまとめられております。最終的な結論でございますが、農薬専門調査会は、無毒性量の最小値はラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 2.49 mg/kg 体重/日であると考え、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.024 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

このものにつきましては、本日の委員会終了後、4 月 24 日までの 30 日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 2 - 2 の説明でございます。

◆見上委員長 都築さん、よろしく申し上げます。

◆都築課長補佐 評価課の都築でございます。御説明をさせていただきます。

いきなりですけれども、中身の御説明をさせていただきます。「コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について」ということで、具体的にはコリンエステラーゼ阻害を示しますような有機リン系の農薬ですとか、カーバメート系の農薬の評価をこれまで何度か農薬専門調査会でやってまいりましたので、その経験を踏まえて、その知見を取りまとめて、今後の評価の参考にしたいという位置付けで作ったものでございます。

この資料の冒頭のところを御覧いただきたいんですけれども、このようにまとめましたが、農薬の安全性評価はこういったルールに基づいて機械的に行うものではなくて、それぞれのデータを見ながら個別に行うものであるということを始めにお断りをさせていただいております。

また、科学的な知見というのは常に進歩しておりますし、廣瀬先生から有機リン系の農薬について、FAAH というようなものも阻害されるのではないかというような新しい毒性の評価についても御提案があったりしたこともございました。

そういったものを踏まえて、新しいことが分かりましたら、随時更新していくものであるということも書かせていただいております。

それでは、中身の方を御説明させていただきます。

「1. ChE 阻害の主要評価項目」ということで、主に2つの項目に注目して評価をするということを述べております。1つは神経組織のコリンエステラーゼを阻害するときのデータ。それから、血液のコリンエステラーゼ阻害データでございます。

(1)を御覧いただきますと、神経系の中でも中枢神経系と末梢神経系は両方ともコリンエステラーゼ阻害剤によって阻害を受けますけれども、中枢神経系の評価をやることは比較的解析が簡単なのですけれども、末梢神経系をどれくらい阻害しているかというのを技術的に測定するのは困難であるということをごに書かせていただいております。

(2)でございます。血液中のコリンエステラーゼを阻害するという作用でございますが、血液は主に血漿と血球に分けてコリンエステラーゼの活性を測定するんですけれども、これ自体はかなり阻害されたとしても、実験動物に健康影響が見られません。ですから、それ自体がすぐに健康に対して有害な作用を示すというものではないと考えられています。

しかしながら、(1)で述べましたように、末梢神経系のアセチルコリンエステラーゼの影響を測定することが技術的に難しいものですから、その代用測定項目として、血液のコリンエステラーゼの阻害データを用いることはできるだろうと考えております。

この赤血球のコリンエステラーゼと血漿中のコリンエステラーゼなんですけれども、赤血球にはアセチルコリンエステラーゼが含まれておりますが、血漿につきましてはブチリルコリンエステラーゼとアセチルコリンエステラーゼの両方を含んでおりまして、実は神経系で働いているのはアセチルコリンエステラーゼでございますから、そういった意味では同じ種類の酵素を含んでいる赤血球の方がより適切な測定項目なのだろうと。

血漿の方はブチリルコリンエステラーゼを含んでおりますので、かなり障害を受けても実際には中枢神経等が受けている障害と全然違う尺度で測っていることにもなりかねませんので、ここの部分はどちらかというと赤血球のコリンエステラーゼの方が神経系のアセチルコリンエステラーゼに対する影響を正確に反映すると考えております。

ページをめくっていただきまして「2. 毒性影響の判断基準」でございます。これは海外の評価の方法も参考にさせていただいております。

まず、アメリカのEPAにおいては、対照群と投与群とを比較いたしまして、投与群の方で統計学的に有意な障害を持って障害がなされた場合に毒性影響ととるということをしております。しかしながら、データのばらつきが小さい場合などには、ほんの数%障害をされただけでも対照群に対して有意な差が付いてしまう場合がございます。

この点について、農薬専門調査会でも何度も議論をさせていただいたんですけれども、統計的な有意差があること、その時点で毒性と判断してしまいますと、コリンエステラーゼというのは酵素でございますので、言わば触媒ですから、少しくらいなくなっても残った酵素で十分に生理的な役割を果たすことができってしまうということで、毒作用が出ていないにもかかわらず、数字がちょっと統計的に下がったということで毒性ととってしまうと、過剰な評価をしてしまうおそれがあるだろうという議論もございました。

具体的には、ベースライン値から20%以上を障害された場合、これを毒性影響とすることと考えております。20%以上のコリンエステラーゼ活性の障害があったとしても、母集団が少なく統計学的な有意差が付かないというようなこともございます。あるいはばらつきが非常に大きい。その場合にはその他のデータも考慮いたしまして、総合的に判断するということをしております。

基準値を20%以上とすることにつきましては、まず安全性というものを十分考慮するとともに、諸外国の状況についても参照した上で決めさせていただきました。具体的には最後に比較表を作っておりますので、そちらで御説明させていただきます。

一般的には、コリンエステラーゼ阻害剤によって中枢神経系のコリンエステラーゼが60%以上障害された場合、すなわち残存活性が40%を切った場合に、動物に外見上の影響と

いうのが出てまいります。

具体的には行動が鈍くなったり震えが出たりということでございます。ここまで行って初めて毒性ととるということだと、なかなか危ないということもございまして、例えば JMPR では判断基準というところで書かせていただいておりますけれども、統計学的有意差が付く、かつ 20%以上の阻害を毒性と判断するというようなことを行っております。

アメリカの EPA なんですけれども、こちらは神経系のコリンエステラーゼ、赤血球のコリンエステラーゼ、血漿のコリンエステラーゼ。これらすべてを総合的に判断いたしまして、統計的な有意差が付いた場合には、毒性影響とすることをしております。ただ、こうやった判断をしているのはアメリカだけかと思えます。

そういった状況を踏まえまして、農薬専門調査会の判断基準でございます。まず、測定項目また末梢神経のコリンエステラーゼ阻害を毒性の指標といたします。末梢神経のコリンエステラーゼの代用測定項目として、赤血球のコリンエステラーゼを用いようとしております。判断基準といたしましては、統計学的な有意差があることを前提に 20%以上の阻害があった場合に毒性とするということを考えております。

もとのページに戻っていただきまして、2番の一番最後の方の行でございます。血漿のコリンエステラーゼについては、毒性影響の指標として採用しないということを書かせていただいております。

「3. ヒトのデータと安全係数」でございます。基本的には実験動物のデータを基に農薬の評価をする場合が多いんですけれども、ヒトの試験データが提出されている場合がございます。こういったものの扱いなんですけれども、やはりヒトの健康影響を評価する上で、ヒトのデータが一番有意義で活用すべきデータであることをご書かせていただいております。その場合に ADI の設定根拠とするときには、種差を考慮する必要はございませんので、安全係数は通常 10 ということで設定できるかと思えます。

しかしながら、これまで出てきたデータを基に考えますと、科学的な評価を行うのが困難な条件が幾つかございました。そこを列挙させていただきます。

例として1つ目。測定項目ですとか試験の規模が限られている場合が多い。当然、ヒトですので、実験後に解剖するということは絶対にできません。そういったわけで、本当にその評価をしているのが血液を採取してコリンエステラーゼを測るといったような一面的なものになっていたり、あるいは実験の対象の人数が限られるというような場合がございます。

2番目、人道的な観点から試験の制限がどうしても付いてしまうということがございま

す。

3つ目ですけれども、投与の対象となっている方々の年齢の幅が大きいとか体重差が大きいといったデータを取得するに当たっての条件がそろっていないという場合がございます。こういったことから、これまでの例では参考データという扱いにして、それよりも GLP 対応の試験で行われた動物実験のデータを基に ADI を設定しているという事例が多くなっております。

結果的には、種差を考慮した安全係数 100 以上の数字を使っておりますので、やや厳しめの ADI に結果としてなっているという状況がございます。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、本日、先生方に内容をお認めいただけましたら、意見募集いたしまして、本日から 4 月 24 日までの 30 日間、コメントを求める期間を設けたいと思っております。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いします。

◆小泉委員 2点ほどお願いします。「2. 毒性影響の判断基準」ですが、この「ベースライン値」という意味をしっかりと記述した方がいいと思います。対照データの平均値ということでしょうか。そう書かないと何のベースラインか分からないので、そこは修正した方がいいのではないかと思います。

もう1点、脳も赤血球のコリンエステラーゼも両方とも 20% 以上低下ということのようですが、同じ毒性影響と見てよろしいのでしょうか。何となく中枢のコリンエステラーゼ活性が 20 下がる方が影響が強いような感じがします。

◆都築課長補佐 まず1点目、ベースライン値という用語なんですけれども、御指摘のとおりでございますので、修正した上でパブコメに入りたいと思います。

脳と赤血球で脳の方が重いのではないかと御指摘かと思えます。これは正にそうでございます、赤血球よりも脳の方が当然重いということなんです、赤血球は赤血球の影響を見ているわけではございませんで、末梢神経系を測ることができないので代わりにやっているに過ぎないということです。

やはり末梢神経が阻害を受けてしまいますと、中枢神経もそうですけれども、末梢神経の作用も順調にいかないと、これはやはり問題がございますので、赤血球というよりは末梢神経系がどれくらい阻害されているかを測りたいんですけれども、その代用として赤血球を測っているんだということで御理解いただければと思います。

いずれにせよ、どちらか一方が阻害を受ければ、その時点でもう毒性ととるということにしておりますので、決して脳の阻害があっても赤血球が大丈夫だから、この農薬はまだ使っているんだということではございません。

◆小泉委員 遅発性の神経障害の影響については検討されたのでしょうか。

◆都築課長補佐 遅発性の神経症状が出た場合には、やはりその症状が出る段階をもって影響と判断しております。ただ、具体的に酵素的にどういったものが阻害を受けているかというのがはっきりと分子レベルで分かっている状態ではございません。

NTEというような酵素が言われているんですけれども、実際にそういったものの正体が分かって、分子的にどの程度の影響阻害を受けたときに遅発性の神経症状が出るのかという知見がもう少したまってきたら、明確な判断基準として、この評価の指針に盛り込むことができると考えております。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございませんか。

◆廣瀬委員 この全体の書き方なんですけれども、これはコリンエステラーゼの阻害について理解している方だと、これでも分かりやすいかと思うんですけれども、結局これはパブコメに出すということですので、そうなりますとある程度の知識のある方にも分かりやすく書いた方がいいのかと思うんです。

そうした場合にこの文章を見ていくと、コリンエステラーゼについて、単なるコリンエステラーゼ、アセチルコリンエステラーゼ、ブチリルコリンエステラーゼなどいろいろ入り混じってきて、そのところが一般の方にはまず分かりにくいかと思います。

ですから、最初に総論的にコリンエステラーゼにはブチリルとアセチルがあると。血漿にはアセチルとブチリルがあつて、ブチリルはあまり毒性の指標にならないということを書きおいた方が理解できるのではないかと思います。

私は以前から言っていたんですけれども、「2. 毒性影響の判断基準」ですが、今まで

の経験ですと 20%未満、例えば 19%ということもあると思いますが、それで有意差があるという場合、農薬専門調査会としてはそういう場合を毒性ととらないと一応なっていますので、微妙なところについての判断基準をここに書いておかれた方がいいと思います。

一番最後のページのアメリカの EPA では 20%未満で統計学的有意な場合の判断ということも書いてありますので、そういうことについても書いておかれた方がいいかなと思っています。

以上です。

◆都築課長補佐 まず初めの御指摘でございまして、コリンエステラーゼのところをアセチルコリンエステラーゼ、ブチリルコリンエステラーゼがあるんだというのは、追記する方向で考えたいと思います。

判断基準が 19%のときにはどうするか。これまで毒性ととってこなかったわけですがけれども、確かにそういった微妙なところを書ければ一番いいんですけども、そもそもこの文章の位置付けが一番の原則を示すものであって、これをかっちり当てはめるものではなくて、柔軟に当てはめるものなんですということ、一番最初に断り書きをさせていただいていますので、そういったところである程度判断していただけるのかなと考えておりました。

◆見上委員長 最初にずっと説明して、1つの農薬に 19%があって、それにこだわると今度は別の問題が出てくるので、大まかなところでざくっとやって、これは基準なんだけれども、19%も非常に重要な場合は、そのようにするという考えで一般論的に書いたものだと思います。

◆廣瀬委員 意味はそれでいいと思うんです。でも、ここに書いていないとそういう場合にどう対応したらいいのかなという疑問を感じる方もいらっしゃるのではないかとということだけなんです。

ですから、20%以上で有意差がない場合についてはここに書いてありますね。ですから、逆に 20%未満で有意差がある場合にも同様にいろいろなデータを考慮して、毒性影響か否かを判断するというを入れてもいいのではないかとということです。

◆見上委員長 そうしたら、パブコメに出す前に、語句に関して先生方とよく相談をして、

それでパブコメに出すと。大まかに今ディスカッションされたようなこと。それでよろしくお願いいたします。

◆都築課長補佐 了解しました。

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。都築さん、どうもありがとうございました。

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3に基づいて御説明をいたします。「グルコバスターカプセル」の食品健康影響評価の評価書案でございます。

今回の評価の要請につきましては、2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2009年2月、に厚生労働大臣より特定保健用食品の安全性の審査に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。新開発食品専門調査会におきまして、審議が行なわれました。

4ページの「I. 評価対象品目の概要」に記載がございますが、グルコバスターカプセルは、小麦アルブミンを含むカプセル形態の食品でございます。食後血糖値が気になる人に適するとされているものでございます。

この食品の中に含まれております小麦アルブミンは、ほ乳動物の膵α-アミラーゼに対する阻害活性を持つということから、小腸での糖質の消化速度が一時的に低下し、吸収が遅延するために食後の血糖値の上昇を抑制すると考えられているものでございます。

「安全性に係る試験等の概要」の「食経験」のところに記載がございますが、この小麦アルブミンは、既に食品にいろいろな形で利用されているものでございます。ソーセージであるとかハムなどの肉製品、ドレッシング、ソース、アイスクリームなどに幅広く用いられているものでございます。

また、2000年6月以降でございますけれども、既にこの成分を含みます食品、乾燥スー

プでございますが、5品目が特定保健用食品として認可されているというところがございます。今回の本食品の評価については、特に従来と食品形態が異なっているという観点から評価が行われているというものでございます。

試験成績でございます。5ページに、「in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験」の記載がございます。遺伝毒性試験、単回強制経口投与試験と反復混餌投与試験。

6ページにまいりますと、ヒトでの試験が実施されております。境界型及び糖尿病型の耐糖能異常者を対象といたします単回摂取試験。健常者を対象といたします2倍量単回摂取試験。

7ページにまいりますと、BMIが高めの人を対象といたしまして、12週間の連続摂取試験。健常者とBMIの高い人を対象といたしました4週間連続5倍過剰摂取試験。境界型及び糖尿病型耐糖能異常者を対象にしました6か月間の連続2倍過剰摂取試験。ヒト試験も幾つか実施されているところでございます。

動物を用いた試験、ヒトを用いた試験の結果でございますが、問題となる所見あるいは成績は全くございません。したがって、このグルコバスターカプセルの食品自体の安全性についての問題はないと判断されているところでございます。

8ページにまいりまして、今回の「食品健康影響評価」について、まとめが記載されております。特に、新開発食品専門調査会で議論がございましたのは、本食品がカプセルという形態で摂取をするということで、特に糖尿病の治療を受けておられる方につきましては、このような食品の摂取を過剰にすることによりまして、低血糖を引き起こすリスクがあるのではないかということで、この点を中心に専門調査会では御議論があったということでございます。

したがって、8ページの「なお」書き以降に記載がされているところでございますが、本食品は血糖値に影響する可能性のある食品であることから、事業者において、健康被害情報の収集・情報提供、医師等への相談についての注意喚起の表示を行うということとしているところであるが、更に本食品の形態及び作用にかんがみ、糖尿病治療薬（食後過血糖改善薬）を服用している患者については、本食品の摂取を控えるべきとの低血糖への注意喚起表示を行う必要があると判断されたという結論になっているところでございます。

本評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、4月24日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております、

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

◆小泉委員 3ページと8ページの後ろ3行の文章ですけれども、「糖尿病治療薬（食後過血糖改善薬）を服用している患者については本食品の摂取を控えるべきとの低血糖への注意喚起表示を行う必要がある」という文言があります。

実はこういったカプセル形態の特保が出てくるということで、特にその血糖とか血圧に関与するような特保につきましては、やはりある程度の危険性が考えられるということで、委員会では、平成19年5月10日の「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」ということで、委員会決定をいたしました。

その内容は、治療を受けている者、すなわち服薬しているような方が当該製品を摂取する際には医師等、医師だけでなく薬剤師さんとか臨床管理栄養士の方々への相談が必要であるということをこういった製品に表示すると記載しておりますし、また、安全性に関する情報では品名とか原材料名、内容量、賞味期限といった枠内とは別に表示してくださいと書いております。したがって、ここにわざわざ二重のことを書く必要はないのではないかと思います。

それと、この製品につきましては、作用機序を見ますと小腸でデンプンの消化速度が一時的に低下し、吸収を遅延させるということで、それほど激烈に血糖値を下げるようには思えないように思います。

したがって、私はこの評価書の最後のまとめについては、平成19年5月10日の委員会決定の規定に従って、事業者は健康被害情報の収集及び提供に努めるとともに治療を受けている者等、等と言いますのは治療を受けている、あるいは健診で異常値を言われたとか、そういったもろもろをすべて含んだものというふうに定義しております。

そういった方々が摂取する際には医師等、先ほど言いましたように、等の中には薬剤師さんとかも含まれております。医師等に相談することの注意喚起表示を原材料名等の情報とは別に表示する必要があると判断したとだけ書けば、すべて網羅しているのであって、服薬者だけに限定する必要はないと思います。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か御意見はございますか。
よろしいですか。

本件につきましては、平成19年に委員会の考え方も出していますので、小泉委員のおっしゃったことも考慮に入れながら、事務局で文言を整理して、よくディスカッションして意見・情報の募集の手続に入ることとしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 では、そのようにしてください。

◆北條評価課長 基本的には安全性の評価という観点から見ますと、安全性には問題はないと判断されたということで、その部分は問題ないということだと思います。今の小泉先生の御指摘は、どちらかと言いますと意見に相当する部分の修文といいたいでしょうか、文章の検討ということになりますので、委員会の方で御了解をいただいたように、とりあえずパブリックコメントにかけさせていただいて、この書きぶりにつきましては専門調査会での実際の議論を踏まえて、また、担当の先生方と御相談をしながら、文章を考えさせていただきたいと思います。

◆見上委員長 それでよろしいですか。

◆小泉委員 修文してからパブコメしないということですか。

◆見上委員長 修文します。意見を考慮に入れて、事務局で文言を整理する。

◆北條評価課長 分かりました。

◆見上委員長 よろしく申し上げます。どうぞ。

◆本間委員 この表示の話ではありませんけれども、特保につきましては、かつてのスタートのときの考え方で、食品の形態をしているという認識が強くあってスタートしているんですね。

ところが、だんだん動いてきて、食品の形態をとらないものまで食品ということに解釈

しながらやっているということで、専門調査会でもそうでしょうけれども、やはりこの辺で我々も議論をしていくことが必要ではないか。こういうことはこれから随所で起こってくるかもしれないという気がいたしまして、希望でありますけれども、大きな根本的なことを議論していただきたいということ。私もしなければいけませんけれども、そういうふうに希望いたします。

◆見上委員長 誠にごもつともな意見で、我々の所掌事務というか、特保の名前の付け方を何か言うつもりはないんですけれども、大体この「バスター」という言葉を使っているというのは、どうも英語がちょっと分かる人間にとりましては、あまりにもね。それは冗談ですけれども、そのとおりだと思います。その都度やって、我々食品安全委員会は平成19年度にそういうことをもう既に決めて、ちゃんと出していますので、時代が変わっても、それを変えない限り、厚生労働省も守ってもらわないといけないと思います。これも意見です。

◆小泉委員 議論をしろと言われたので、もう少し追加です。私個人の考え方を言いたいのですが、この特保というのは、いわゆる食品ですね。食品というのは食べる人が責任を持って選ぶべきものだと思います。やはり治療をしている人と食べている人が互いに責任を持ちながらするものであって、我々はこのもの自体の安全性を評価するというのが基本的なスタンスなので、治療の領域まで我々が注意喚起まで付け加えるのは問題かなど。とにかく医師に相談をして、しっかりと食べ方を注意しながら、摂取してくださいというのが本来の基本的姿勢だと思います。

◆見上委員長 外に何か御意見はございますか。よろしいですか。

◆本間委員 その自己責任ですか。私はやはりスタートだと思います。このところいろいろなものを付加していくということに関しては慎重でなければならないし、自己責任ということが失われた場合には、食べ物は非常に変形してくる。いろいろなものをやらなければならなくなってきた、かなり難しいという気がいたしますので、改めて別のときにお話をさせていただきたいと思っております。

◆見上委員長 カプセルに入れたものが食べ物だと、どうしてもそこに来てしまうので、

その都度ディスカッションをするということで、次の議事に移らせていただきます。

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 「(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」
でございます。

農薬 3 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の 절차를終了しておりますので、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 4-1 から 4-3 に基づいて御説明いたします。

まず、資料 4-1 の「プリミスルフロンメチル」の評価書でございます。この農薬は除草剤でございますが、国内登録はございません。今回の評価の要請でございますが、24 条 2 項による評価の要請でございました。

御意見の募集を行いましたけれども、結果につきましては最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。

資料 4-2 の「メソトリオン」でございます。メソトリオンの評価書でございますが、4 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請は、1 つは農薬登録申請に基づく残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請でございます。

また、この農薬は、ポジティブリスト制度に基づきまして、暫定の残留基準値が設定されていることから、24 条 2 項による評価の要請もございました。

この評価書につきましては御意見の募集の結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。なお、メソトリオンの評価書（案）の御審議のときに、廣瀬先生から御質問がございました。

その御質問でございますが、資料 4-2 の後ろの方でございます。53 ページをお開きいただきたいと思っております。ADI の設定について、ここに農薬専門調査会の考え方を記載をしておりますが、最終的に専門調査会といたしましては、このラットを用いました 3 世代繁殖試験の NOAEL0.3 mg/kg 体重/日というものを根拠としております。

これに関連する問題といたしまして、その上にラット 2 年間の慢性毒性／発がん性併合試験の結果が示されておまして、LOAEL0.48 mg/kg 体重/日ということとなっております。ここが LOAEL ということで、実は NOAEL が設定をされておられません。したがって、専門調査会はこの網かけ部分の中に無毒性量があるであろうと主張をしておりますが、この併合試験の成績は NOAEL がないわけでございますので、それ以下にあるのではない

かという観点から、この LOAEL の程度について、廣瀬先生から御指摘からあったところでございます。

35 ページの「表 33」を御覧いただきたいと思います。LOAEL としている 7.5 ppm というところでございますが、非常に多くの所見がございます。専門調査会はこの 7.5 ppm の所見の程度が軽微であるということで、恐らくこの 0.48 という値に近いところ。具体的にはこの網かけの中に真の NOAEL があるのではないかという主張をしておりましたけれども、廣瀬委員から、内容を見ますと毒性の重い所見が混じっているもので、その程度について軽微だと言うのであれば、そのデータの確認をしたいということでございました。

この点につきまして、事務局と廣瀬先生で具体的に内容を確認をしていただきまして、所見数が多いものの、それぞれの毒性の程度は軽微であるということが確認されたということで、廣瀬先生から御了解をいただいたというところでございます。

資料 4-3 にまいります。「レピメクチン」の評価書（案）のパブリックコメントの検討結果でございます。

3 ページの「審議の経緯」にございますように、今回の評価要請でございますが、2007 年 2 月に、農林水産省から農薬登録申請がございまして、これを受けまして、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。パブリックコメントの結果でございますが、最後のページに記載がございまして、期間中に御意見・情報はございませんでした。

以上、3 品目につきましては、ADI の変更というのにはございませんので、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく申し上げます。

◆長尾委員 今、経緯について説明がありましたが、これはとてもいいことなので、今後こういう間があいたものについてのときは、確認をして最終的にやっていただけるとよろしいのではないかと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。実はこの件はその入り口のところに、「コミュ

ニケーションボックス」というのが置いてありますけれども、本委員会に傍聴して下さったお一人が、メソトリオンの評価書の毒性試験における表現方法に関する議論が後でとされ中途半端であった。その場で説明していただいたかったという意見がコミュニケーションボックスにありまして、廣瀬先生にお話をして、先ほど評価課長から説明して下さったことは、当然のことながら議事録に残りますので、今日、御出席なさっているかどうか全く分かりませんが、そういうことで事務サイドとしては処理したというふうに持っていきたいと思っております。

何か外に御意見はございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本3件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。」、「メソトリオンの一日摂取許容量を0.003 mg/kg 体重/日と設定する。」、「レピメクチンの一日摂取許容量を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

(5) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(5) 食品安全委員会の改善に向けた検討について」でございます。

本件につきましては、2月12日の第273回食品安全委員会会合において取りまとめた案について、意見の募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うことといたしました。

これを受けて、2月12日から3月13日まで意見の募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、資料5-1に基づきまして、御説明いたします。

この資料の21ページをお開きいただきたいと思います。先ほど委員長からありましたように、この改善案につきまして、2月12日から3月13日まで意見・情報の募集を行いました。その結果、ここに記載してありますように20通の御意見をいただいたところでございます。そして、20通ありますけれども、内容は多岐にわたっておりまして、たくさんの内容となっております。したがって、今日はそのうち主なものについて御紹介して、御審議いただければと思っております。

21ページの「表」の一番最初ですが、名称について御意見がございました。しかしなが

ら、これについて考え方ですけれども、今回の検討の前提として、この名称自体は法律で定まっておりますので、名称の是非は検討対象としていないという形で御回答することとしたいと思います。

しかしながら、「なお」ということで、この御意見の趣旨を踏まえたと、やはり委員会の役割とか機能を国民の皆様に十分理解していただくということが非常に重要だろうということで、この改善案におきましても食品安全委員会をより知っていただくための取組を進めていくことにしております。そういう意味では、多少違う方向かもしれませんが、御意見に沿った対応ができるのではないだろうかと思っております。

24 ページをお開きいただきまして、ここは評価一般関係のところでございます。(12)でございます。ここでこの案の5 ページをお開きいただきまして、5 ページの一番上の○でございます。評価一般の中で過去の評価結果の見直しの部分でございますけれども、その第2 パラグラフ、「しかしながら」がございます。

ここでは農薬や添加物等その他の品目については、規格基準等の改正時以外には、過去の評価を見直す機会はないことからということで、以前パブコメに出す以前は、ここが海外の基準と整合しないなどの問題が生じているとなっておりました。しかしながら、ここに御意見がございますように、私どもはリスク評価をやっておりますので、「海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている。」というのが正しいのではないかという御指摘があったところでございまして、ここについては御指摘を踏まえて、そのとおり修文したいということでございます。

28 ページをお開きいただきたいと思っております。ここは自ら評価関係でございます。(25)を見ていただきますと、消費者からの意見の反映ということで、この改善案におきまして、食品安全モニターからの意見募集について記載しております。これについて自ら評価の案件をもっと広く消費者から募集するよう要望するという内容でございます。

これについての回答でございますけれども、この改善案におきまして、「食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。」という基本方針を示しております。したがって、御意見のとおり、消費者等関係者の意見をより反映できるように順次募集対象を拡大していくということを検討していきたいという方向で回答したいと思います。

30 ページの(5)でございます。これはモニターの延長線上の話だと思いますけれども、公募委員 OB の活用ということで、後ろから5 行目くらいからでございます。「食品安全委員会の活動の中で、消費者・生活者としての目線からの情報交換や、世間の意向ヒアリ

ングなどにもっと活用すべきである。」という御意見をいただいております。

これにつきましては、御承知のとおり企画専門調査会、リスキ専門調査会に公募委員を2名ずつ選任しているところでございます。御意見のように公募委員をされた方というのは、退任された後、その経験を生かして、積極的に食品安全に関わっていただくということは非常に有意義であろうと私どもも考えております。

一方、食品安全委員会においては、御意見をいただいた公募の専門委員を始め、その他のいろいろな方がやはりこの委員会運営に関わってまいりまして、この活動を支えてこられたというところでございます。したがって、いただいた御意見も踏まえまして、公募委員OBを含めて、食品安全委員会に関わっていただいたいろいろな方々との連携の在り方を検討していきたいと思っております。

33ページへ飛んでいただきまして、(7)でございます。これは情報提供の関係で、地方自治体との関わり関係ということで2つほど意見をいただいておりますが、その右側を見ていただきますと、回答がございます。

食品安全委員会は毎年1回、地方公共団体の食品安全担当者に御参加いただく食品安全連絡会議を開催しております。それにより地方公共団体との連携に努めているところでございます。また、地方公共団体と共催で人材育成講座とか意見交換会を開催しているところでございます。

改善案におきまして、食品安全委員会から発する重要な情報について、地方公共団体へ速やかに提供していく。地方公共団体の広報誌などへの記事掲載の働きかけなどを行っていくということで、地方公共団体との連携強化については改善案のとおり進めていきたいと回答したいと思っております。

34ページでございます。(13)以下が社会に発信される不正確な情報への対応ということで、これは多数の意見をいただいております。ただ、意見の内容としては、例えば、(13)については、その報道・表現の自由を侵すことになるため慎重にというような立場。その外にもっと積極的にというものまで、これはいろいろな立場からの御意見をいただいております。

しかしながら、基本的には私どものスタンスとして、(13)の右側の欄にございますけれども、食品安全委員会としても、報道や表現の自由は最大限尊重されるべきものと考えております。しかしながら、その一方でやはり誤解や情報の不足によって、結果として科学的に不正確な情報が社会に発信される。それによって国民の健康に影響を及ぼしたり、風評被害につながるということが生じるというのは、やはり報道、情報の発信側にとって

も多分意図するところではないんだらうと考えられます。

したがいまして、食品安全委員会といたしましては、科学的で中立公正な立場から、情報が与える社会的影響の程度、緊急性を総合的に判断いたしまして、社会に発進される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容、あるいは食品安全委員会などの考え方などについて、その科学的根拠を明らかにする必要があると思っておりますが、それをしつつ訂正の申し入れを行う、あるいは関連する科学的な情報提供を行っていくということが重要だろうということで、そういう立場からこういう取組をしていきたいと思っております。

36 ページをお開きいただきまして、リスクコミュニケーション関係でございます。一番下の(2)で、インターネットによる会議の中継という提案をいただいております。これに対する回答でございますけれども、私どもの基本的スタンスとしては、専門調査会なり意見交換会。こういうのはすべて原則公開で行っているということで、どなたでも参加していただける。また、ホームページでも会議録等は公開しているというのが前提としてございます。

そういう中で御指摘のあったインターネットを通じての中継については、現在の設備とか予算を考えますと将来的な課題かなと思っております。

ただ、37 ページの上でございますように、食品安全委員会としても今までに作成したリスク分析なりリスク評価に関する分かりやすい映像素材については、平成 22 年度末からホームページの動画の配信を行うことは検討していきたいと思っております。ここまでは行きませんが、そういう方向に沿って順次進めていきたいと思っております。

37 ページの一番下でございます。リスコミについて、双方向性に関して幾つか意見をいただいております。これに対する基本的な立場でございますけれども、私どもはリスコミュニケーションで、関係者がそれぞれの立場から双方向に情報や意見を交換するというのが重要と思っております。

したがいまして、改善案におきまして、参加者との間で密度の濃い双方向のやり取りを可能とするように小規模なリスコミ、あるいは②にありますように、消費者団体の代表に参加していただきまして、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して、会場の参加者に共有していただけるような参加型の意見交換会に取り組みまして、双方向性を高めたリスコミを実施していきたいと思っております。

また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア、いろいろと関係者がございますので、それらの関係者とときめ細かな連携を図っていくということで、意見を踏まえて取組を進めていきたいと思っております。

42 ページでございます。(16)で、「食品安全カウンセラー」というような制度を設けたらどうかという御提案をいただいております。下の方に類似のモデルとして、環境省の「環境カウンセラー」とか「化学物質アドバイザー」などを参考にしてはどうかという御指摘だと思います。

それに対する立場でございますけれども、食品安全委員会では、地域のリスクミを推進するというので、①、②にありますけれども、ファシリテーターの育成なりインタープリターの育成というものに取り組んでおります。ただ、御承知のとおり、食品安全に関わる関係者はいろいろありますし、またその立場は多様であるということから、現在のところはそういうものに資格の付与というのはなかなか難しいだろうと思っております。

そういう中で、大変有意義な御提案をいただいたところでございますけれども、食品安全委員会としましては、当面はこのリスクコミュニケーターの育成に力を入れていきたいと考えております。

1つ下の(17)でございますけれども、意見・情報の募集ということで、意見・情報の募集について応募者に対して掲載情報を発信すべきではないかというような御要請でございます。

これにつきましては右にありますように、食品安全委員会では、情報及び意見の共有の観点から、意見・情報の募集を行い、いただいた回答は広くホームページに掲載し、公開するというので対応しているところでございまして、現時点ではこういう形で進めていきたいと思っております。

45 ページでございます。ここからが委員会運営全般ということでございます。(3)、(4)、(5)辺りで、委員会の人的体制、正に食品安全委員会の生え抜きの職員の養成等々のことが書かれております。

これにつきましては、改善案においても記載しておりますけれども、任期付職員制度の活用など、内閣府採用職員の確保に努めていく必要はあるだろうと思っております。それと併せて事務局体制、やはり脆弱であるという部分もあると思っておりますので、その強化にも取り組んでいきたいと考えております。

47 ページでございます。(10)で委員の選任。これは食品安全委員会委員の選任もそうですし、専門委員の選任もそうです。これについて幾つか御意見をいただいております。これにつきましては、右の欄にございますように、改善案にも記載されていますが、リスク評価機関である食品安全委員会の特性にかんがみますと、委員に消費者代表が参画することよりも、食品安全委員会として消費者を始めとした関係者の意見を幅広く聴い

ていき、その意見を踏まえながら委員会運営に当たっていくというのが適当ではないかと思っております。

専門委員につきましては、食品安全委員会会合において、改正の考え方について調査審議・決定しているということでございます。したがって、改善案のとおり、その選定方法をより丁寧に説明するなど、透明性の確保を図っていきたいと思っております。

49 ページでございます。（17）で専門調査会の出席率ということで、専門調査会の委員の出席率を高めるようにということだと思っております。これにつきましては、御指摘のように専門調査会の出席率を上げていくのは重要だろうと思っております。

定員を減らすという御提案ですが、リスク評価を担当する専門調査会について言えば、やはり評価等に必要な各種の専門分野の専門家の参画が必要であるという状況がございます。また、企画やリスコミの専門調査会につきましては、消費者代表を始め、多くの関係者の意見を伺う必要があるということで、なかなか人数を抑えるのには限度があるのかなと思っております。

御指摘の中で他の審議会等の兼任ということで、これをできるだけ少なくするようということ、私どももそのような努力をしております。しかしながら、その一方で食品安全の専門家はそれぞれの分野ごとになかなか限られているという実情もありますので、難しい面もあるということは御理解いただきたいと思います。

したがって、当面は、長期的な計画の下に、専門調査会の日程調整を行うとか、そういう努力をしていくのかなと思っておりますとともに、併せてということで専門調査会の審議方法を見直し、効率化を図る、専門委員の負担の軽減を図っていくということが重要かなと思っております。

50 ページでございます。（2）、（3）で消費者庁との関係のところがございます。

（3）を見ていただきますと、現在、消費者庁法案を審議中でございますけれども、消費者庁、委員会、リスク管理機関が担う役割を明確化する必要があるのではないかという御意見でございます。

これにつきましては、右の欄でございますけれども、政府においても、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換する、消費者行政を強化するというので、現在、法案の国会審議をしているところでございます。

消費者庁は、食品安全に関する総合調整機能を担って、食品安全行政の司令塔となるということで、御意見のとおり、消費者庁、食品安全委員会、リスク管理機関が適切な役割分担を行って効果的に連携を図っていくということが重要だと思っております。

したがいまして、消費者庁が設置されましたら、食品安全行政が政府として一体的に進めることができるように、食品安全委員会としても関係省と十分調整を行っていききたいと思っております。

その下の（４）で改善方策の期限の設定ということで、いわゆる作業工程表を作成して期限を明確化すべきではないかという御指摘がございます。これについては御指摘のとおり、改善案に基づく改善を進めていくための工程表などの作成について、今後検討していきたいと思っております。

最後に 51 ページの（５）でございます。この取りまとめ案におきまして、「国民の目線」とか「消費者の意見を聴く」ということがいろいろなところで出ております。中ほどになりますけれども、「意見を聞く、反映させる、目線に立つ」、という表現は、ともすれば「意見を受け入れる」、「消費者の立場に立つ」とことと理解されがちであると。意見を受け止め、その真意を理解し、食品安全委員会の役割との関係において、どう受け止めるべきなのか。反映できるものなのか。そのことが国民全体の利益となるのか。そういった咀嚼を経て、委員会自身の意見として実行に移される必要があるというような御趣旨だと思います。

これはごもっとものところでございます。これについてでございますけれども、右側にありますが、食品安全委員会は科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価等を実施するのが使命であるということですから、御指摘のとおり、個別の案件ごとに、その消費者の意見を反映すべきか、あるいは反映すべきではないか。それは十分に検討していく必要があるだろうと思っております。

このような、あくまでも前提の下で消費者等関係者の意見を真摯に受け止めていくということは必要だろうということで、そういう姿勢の表明ということで、こういう文言がいろいろなところに出てまいっていると考えております。

52 ページの最後のページになりますけれども、先ほど御紹介しましたが、5 ページのところ「海外の基準と整合しない」というところを「海外の評価結果と整合しない」と。この 1 点を変更したいと思っております。

そして、今、御紹介しましたように意見が多数ございますけれども、中には現時点では意見どおりに措置するのは難しいという回答を書かせていただいたところもございまして、基本的にはこの改善方策としてやっていくものであったり、あるいはその方向に沿ったものということでございますので、この 1 点を変更した上で、案のとおり最終的に取りまとめを行いたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしく申し上げます。どうぞ。

◆野村委員 この意見の中にもありますけれども、改善の工程表でいろいろ難しい面もあると思いますが、できる限りにおいて、これを国民に示して、それに基づいて実行していくということが大変重要だと思います。

もう1つ、大変いい意見がたくさん出ていると思うんですが、非常に重視すべきは51ページの「『意見の反映』について」の後ろから8行目くらいからです。これは意見を受け止めて、その真意を理解し、食品安全委員会の役割との関係において、どう受け止めるべきなのか、反映できるものなのか、国民の利益となるものなのか。そういった咀嚼を経て、委員会自身の意見として実行に移すということは重要な指摘だということを感じましたので、意見として述べさせていただきたいと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か御意見はございますか。

それでは、原案のとおり最終決定としたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、決定とさせていただきます。

また、食品安全委員会といたしましては、この改善方法を着実に実施していくことが重要ですから、進捗状況をきちんと管理していきたいと考えております。併せて、改善の実施に当たっては、今般の意見の募集により、寄せられた御意見等も参考にしまして、より良い委員会活動を目指していきたいと考えております。

(6) 平成21年度食品安全委員会運営計画について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6) 平成21年度食品安全委員会運営計画について」でございます。本件につきましても、2月12日の第273回食品安全委員会会合において取りまとめた案について意見の募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うこととしました。

これを受けて、2月12日から3月13日まで意見の募集が実施されましたので、その結果について、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、御説明いたします。

11 ページをお開きいただきたいと思います。この運営計画につきましても、2月12日から3月13日まで意見・情報の募集を行いまして、4通ほど意見をいただいております。これについて、簡単に御説明したいと思います。

まず最初に（1）でございます。重点事項の中で、いわゆる大学等の外部関連研究機関との協調、連携を進めていく必要があるという御意見だと思います。これにつきましては、運営計画（案）の中でも外部の専門家の専門知識の活用を図るためのネットワーク作りに着手するということが記載されております。したがって、今後とも外部の研究機関との連携には努めていきたいと思っております。

（2）でございます。食品安全モニター事業とリスコミの推進事業との連携ということで、この御意見の中ほどにございますけれども、モニター会議はいろいろな企業の方がおられるので、そういう専門別に分けて育成してはどうかという御提案だと思います。

これについては右の欄にございますけれども、委員会におきましては、現在リスコミの推進をしていただく方ということで、ファシリテーターとインタープリターの育成を目的とした人材育成講座を行っているところでございます。

そして、これはこういう目的であることから、現在は職業別による育成という形にはしておりません。ただ、やはり人材育成講座を開催するに当たっては、モニターの方々にお知らせをして、積極的に取り組んでいただける方に参加いただけるように配慮して運営しているというところでございます。

12 ページでございます。評価関係でございます。（3）でございます。ガイドラインの速やかな策定を進めてくださいということで、これは運営計画にもございますように、早期策定に鋭意取り組んでいくというところでございます。

（4）でリスク評価機関とリスク管理機関の連携強化ということで意見をいただいております。これについては個別には読みませんが、いずれにせよ右の欄にございますように、現在そういう形で取り組んでいるということで、更に連携して審議の効率化を進めていきたいという形で回答をしております。

13 ページでございます。食品安全委員会の結果に基づく施策の実施状況の調査についてということで、御指摘の中ほどに、厚生労働省は食品規格基準の設定作業に非常に長期間

が掛かっているということで、食品健康影響評価の結果を受けたが残留基準値の告示が行われていない農薬数が現在 77 あるということで、適切な対応をとということでございます。

これにつきましては、食品安全委員会においてはモニタリングを行っているということで、半年ごとにこれまで 9 回実施し、現在までのところ勧告の必要性というのが認められなかったということでございます。

御指摘の点ですけれども、現在規格残留基準の設定について、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で審議中であつたり、あるいは資料収集中であつたり、また基準案を検討中ということで、今後審議が行われていくものと承知しているところでございます。

しかしながら、いずれにしても平成 21 年度においては御指摘の点も含めて、リスク管理機関による施策の実施状況をよくモニタリングいたしまして、運営計画に基づいて、必要に応じて適切な対応を図っていきたいと思っております。

リスクコミュニケーション関係で（6）でございます。表題は「ガイドラインの作成」となっているんですけれども、内容と一致しないところがありますが、中身を見ますと中ほどで、最近の一部消費者及びマスメディアからの意見や要求を聞くと、100%安全であることを主張し、それに対して委員会及び行政府が確たる対応ができていない。それが食の安全に関して世間一般に不必要な不安を与えているのではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、右にありますように、国民が過度の不安を抱いて社会的混乱が起こらないように、健康被害に関する重大な事柄については、委員長談話を公表するなど情報提供を行ってきているということ。また、食品安全に関する情報をホームページなり季刊誌なりメルマガを通じて、提供をしていっているということ。

したがいまして、今後もリスク分析の考え方とか食品の安全性に関する情報をより多くの方に知っていただけるように、適切に情報発信していくことが重要だろうということを書かせていただいております。

14 ページでございます。いろいろなものの公表の仕方ということで、御指摘は（7）でございますが、官報とかホームページとか地方公共団体を通じて、そういう方法で十分ではないかという意見でございます。ただ、これについては恐らくいろいろな立場でいろいろな意見があるだろうと思っておりますけれども、食品安全委員会においてはいずれにせよ、ホームページなり季刊誌やメルマガを活用して情報提供をしているということで、こういうものを通じて必要な情報提供に努めていきたいということを考えております。

その下が緊急時関係で、マニュアルの適切な作成ということで、これについては現在の

状況を書かせていただいております。

15 ページでございます。情報の収集、整理及び活用でございます。海外の政府機関や国際機関との連携ということで、安全性に関して整合性を図っていただきたいということだと思います。これについては運営計画でも、そういう連携なり取組を進めているということを書かせていただいております。

最後に「その他」ということで、委員会の所轄についてということ、中ほどくらいからでございますが、食品の安全という見地からすれば、消費者にしてみれば、「その件に関しては委員会の所轄ではありません。」という対応をされて、一般に言われている縦割行政の弊害ととられる危険性があると。これらの問題を所轄する機関との連携が望まれる。また、できればこういうような問題についても委員会が担当するのが妥当かもしれないというような御趣旨の意見をいただいております。

これにつきましては、右の欄にございますけれども、現在の食品安全行政においては、食品安全委員会が食品健康影響評価を行って、厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関がリスク管理措置を行うという体系でございます。このように各行政機関が一定の役割分担を行うことによって、食品安全行政が進められているというのが現状でございますが、それはやはり御理解いただくしかないのかなと考えています。

ただ、そういう中で食品安全委員会としては、御指摘のように、リスク管理機関等との、より一層の連携強化に努めていくということは大切であり、またそのように進めていきたいと回答しております。

いただいた意見について、原案を修正する必要があるようなものはないと考えておりますして、原案のとおり決定していただければと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、原案どおり決定とさせていただきます。

(7) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「（７）企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について」でございます。事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、資料７に基づきまして、御説明いたします。表紙の最初のところに書いてございますように、食品安全委員会専門調査会運営規程におきまして、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」と決められております。この調査審議のスケジュールについては、先ほど御議論をいただきました運営計画の中で具体的に定めているという形になっております。

そして、企画専門調査会で具体的に何を御議論いただくかというのは、実は節目節目でこの委員会会合で決定しているという形でございます。例えば昨年の例で言いますと、昨年は５月でございましたが、平成２０年度、１年分の審議事項について決定していただいたという経緯がございます。そして、平成２１年度はどうするかということでございますけれども、実は現在、消費者庁法案が国会で審議中でございます。成立しますと基本的事項を恐らく変更していくということで、これは恐らく企画専門調査会でも御議論いただく事項になってくると思います。ただ、その時期がまだ明確になっておりません。ということで、平成２１年度につきましては、今後６か月程度の見通しを踏まえまして、現時点で明らかになっている審議事項をとりあえず当面の審議事項として決定していただければと思っております。

具体的には下に１から３がございますけれども、１つ目としまして平成２０年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、平成２０年度食品安全委員会の運営状況報告書の審議。

２つ目としまして、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の審議。

３つ目としまして、平成２１年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告ということで、当面はこの３つの事項を、企画専門調査会で審議する事項ということで決定していただければと思います。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。この３点について、よろしいですか。

それでは、提案のあった事項について、企画専門調査会に対して調査審議をお願いすることとしたいと思います。

(8) 平成 21 年度食品安全モニターの依頼について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(8) 平成 21 年度食品安全モニターの依頼について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、資料 8 に基づきまして、「平成 21 年度食品安全モニターの依頼について」、御報告いたします。

食品安全モニターの定数は 470 名でございますが、毎年、そのうちの半数を改選しております。このため、今回は 235 名の方に平成 21 年度から 22 年度にわたり、2 年間の任期でモニターを依頼するものでございます。

1 月 9 日から 2 月 6 日までの間、募集を行ったところ、1,667 名から応募があり、約 7 倍の倍率となっております。この応募者の中から 235 名の選定を行ったところでございますが、選定に当たっては、応募理由、特に今回から目標や地域での活動実績を記載していただいておりますので、これらも考慮して、モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される方や、知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待される方を選定しております。また、この選定によっても 235 名に満たない場合は、残りの応募者の中から、都道府県別の定数、性別や年齢別、経験者のバランスを考慮して選定しております。

その内訳としましては、男女比率では男性が 36%、女性が 64%となっております。また、年代比率では 20 代が 12%、30 代から 60 代は各々 2 から 3 割程度、70 代以上が 2%となっております。なお、これまでにモニターを経験したことがある方は 25 名で約 1 割となっております。

この方々に 4 月 1 日付けで依頼をする予定でございます。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、事務局は、平成 21 年度食品安全モニターの依頼手続を進めよう願います。また、モニターの皆様の更なる活動を期待するとともに、引き続き、地域への情報の提供にも御協力いただけるよう、よろしく願います。

(9) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 21 年 2 月分) について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（９）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 2 月）について」です。事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料 9 に基づきまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 2 月分）について」、御報告いたします。

平成 21 年 2 月、1 か月間の問い合わせ件数は、60 件ございました。ちなみに 1 月の件数は 59 件であり、2 月はほぼ同じ件数となっておりますが、昨年 9 月の 171 件や 10 月の 209 件と比べると、かなり少なくなっております。

次に、内訳を見ますと、件数が多いのは、主としてリスク管理に関係する事項である。③の「食品一般関係」で 37 件となっており、そのうち衛生関係が 13 件、化学物質系が 10 件となっております。

その次が①の「食品安全委員会関係」で 16 件となっており、主として食品安全委員会の行う科学的評価に関係する事項である②の「食品の安全性関係」は 4 件となっております。

2 ページでございます。「食の安全ダイヤルへの質問等のうち主なもの」について、月をわたって問い合わせがあった場合に、トータルでどのくらいあったのか分かるように集計しておりますが、平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月までの分を集計しております。

主なものについて、2 月の件数を見ますと、「こんにゃく入りゼリー関連」、「メラミン関連」、「事故米穀不正規流通関連」では、いずれも 0 件となっております。また、「体細胞クローン牛等関連」では、2 月は 3 件で、合計 8 件となっております。

3 ページでございます。毎月、「問い合わせの多い質問等」として、Q&A の形式で取り上げておりますが、今回は、「食品の安全性に関する緊急事態が起きた場合、食品安全委員会は具体的にどのような対応を行うのですか。」という質問を取り上げております。

これに対しまして、答えとして「食品の安全性に関する緊急事態が起き、国民の健康に大きな影響が及ぶ、又はそのおそれがあると考えられる場合には、政府一体となった迅速な対応が必要です。このため、食品安全委員会及び関係府省庁は、緊急時対応マニュアルを整備し、緊急事態に備えています。このような事態が起きた場合、国民の皆様が過度に心配したり、風評被害が起きないように、正確で分かりやすい情報を迅速に提供することが大切だと考えています。

そのため、食品安全委員会としては、委員長談話や健康被害の拡大防止のための情報、ハザード情報など、ホームページの「重要なお知らせ」や報道発表を通じて迅速に提供す

るとともに、臨時のメールマガジンを発行してお知らせするほか、国民の皆様からの問い合わせ電話への対応等を通じて、できる限り丁寧に分かりやすくお伝えすることとしております。

また、緊急事態にすぐに対応できるよう、平時から国内外からの様々な情報収集に努めるとともに、緊急時対応訓練などを実施しています。」とお答えしております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 279 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4月2日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、来週 30 日（月曜日）14時から農薬専門調査会幹事会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。